

## 松山家庭裁判所委員会議事概要（第19回）

### 1 日時

平成25年2月12日（火）午後1時30分

### 2 場所

松山家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### （1）委員

大谷吉史，大野アケミ，小野啓子，加藤良一，兵頭英夫，本馬毅，水野良樹，山口和子（五十音順）

#### （2）事務担当者

松本佳織裁判官，末次首席家庭裁判所調査官，村井次席家庭裁判所調査官，藪内首席書記官，攝津訟廷管理官，松枝事務局長，玉井総務課長

### 4 議事（委員長，委員，事務担当者）

#### （1）松山家庭裁判所長挨拶

#### （2）新任委員の自己紹介

#### （3）裁判所を利用した人へのアンケート実施結果について

次に裁判所を利用した人に対するアンケートについて，事務局長から説明してください。

裁判所の利用者に御協力をいただいているアンケート結果について，ご説明します。

これから御説明しますのは，前回の報告後，つまり平成24年6月28日から平成25年1月31日までの結果です。

平成20年以降，家裁委員会が開催される半年おきの間に，通常は10数枚，多い時で23枚，少ない時で4枚のアンケート投函がありました。今回の期間は平均的な枚数が集まったということになります。

「A 場所のわかりやすさ」では，3名の方がわかりにくかったとご指摘されて

います。具体的な場所のご指摘が無かったので、施設内のどこがわかりにくかったかは不明ですが、当庁では、庁内の環境をよりよいものに整備する検討チームを立ち上げておりますので、不満を持たれた方が実際にいらっしゃったことを踏まえつつ、今後共に、改善を要する箇所については検討をしていく予定です。

次に、「B 職員の対応」をご覧ください。

おおむね、普通から丁寧だったとの回答で、満足していただけているようですが、9番の方は、調停委員に対して、「十分聞いてもらえなかった」「しかられているように感じた」「もう来たくないと思った」に を付けておられ、その理由として「内容がどんどんすり替えられていって、なぜ調停になったかを考えてくれないから」と記載しておられます。

また、16番の方は、調停委員に対して、「不親切だった」「もう来たくないと思った」に を付けておられ、Dのご意見の欄に「調停委員の資質に問題があるのではないかと思う。変えてほしいぐらいだ。」等と記載されています。

当事者にとってわかりやすい調停の進め方や、調停における当事者への説明の在り方等については、調停委員の研修等を通じて、研さんや意識向上を図っておりますが、ご不満を持たれた当事者の方がおられたことを踏まえ、さらに力量の向上を図られるよう努力して参りたいと考えております。また、このアンケート結果についても研修の際に調停委員に伝えたいと考えています。

一方、当事者の方にとっての妥当な調停というのは、「自分の立場からみて」ということを意味することもあり、中立である調停委員の立場が不公平と映る場合があることも事実です。家事調停中での自分の立場を再確認していただいたり、進行状況を正確に把握していただくなど、紛争の当事者が主体的に紛争の解決に向かえるような調停の進め方が求められていることは間違いありません。平成25年1月から施行された家事事件手続法では、当事者の手続への主体的な関わりをより一層推進するために手続保障の充実が図られています。当庁でも、法の施行を受けて、調停手続において、これまで以上に当事者双方の主張や事実関係を説明することに

力を入れており、更なる改善を図っていきたいと考えています。

次に、「C 職員が説明した内容」を御覧ください。これは1番、9番及び16番の方以外は、普通以上の回答です。1番の方は、「普通」と「他方に味方しているように感じた」の両方に を付けておられます。9番及び16番の方は、先ほどBで不満を記載されておられた方々であり、この欄でも、「他方に味方しているように感じた」と記載しておられます。

そして、「D 裁判所への要望、意見」には、2番、9番、11番、12番、14番及び16番の6の方が記載しておられます。

2番の方のご指摘にある「自転車置場の整理」の件ですが、駐輪台数などの実情を調べた上、増設や移設も含め、改善策について検討する予定です。

9番の方は、「調停委員は中立だと言いながら中立ではないと感じた」等と記載されており、先ほどご紹介したご不満と同じ流れからの記載と考えられます。

12番の方の記載は、「調停の受付ですが、プライベートの件の内容が多い中、あれの受付ではとなりにまる聞こえです。(中略)。ついたてとか、しきりをしてください。場所もせまいのでどうにかなりませんか。」というものです。部屋が狭いため、当事者の方にはご迷惑をおかけしておりますが、現状よりもスペースを広げ、ついたて等も増やすべく、現在庁内の部屋割りや室内レイアウトの変更等を検討しているところです。施設や予算の限界もありますが、秘密保持に関する当事者の方のご要望はよくわかりますので、できる限りの工夫や改善を行っていきたいと思っております。

14番の方の記載は、最初に記入する「家事手続案内カード」について、「家事手続の意味がわかりません。(中略)アンケートの最初の「調停のため」「家事審判のため」も違いがわかりません。法律の知識がなく、初めて来る人間には言葉がむずかしい。」とのご意見です。本アンケートの内容は関連部署には伝達済みであり、法律の知識の無い方にとってもさらに書きやすいカードにならないのか、検討は続けていく予定です。

以上で、アンケート結果説明を終わります。

今の説明に関しまして、何か御質問なり、御確認はございますでしょうか。

法律の知識がなく、言葉が難しいとの意見があったのは、今回が初めてでしょうか。「家事」という言葉が、一般人が使う意味とは違うので、「家事」という言葉は使わない方がよいのではないかとの印象を持ちました。来られる方は、審判とか調停とか意識していないと思うので、どうしても分類が必要というのであれば、アンケートで聞く内容として、あまり細かく分けて聞かないで、聞いた上で集計の際に区別するというのもよいのではないのでしょうか。

アンケート結果を全て把握しているわけではありませんが、直接的に言葉が難しいという意見をいただいたことは、これまでにはなかったように思います。しかし、アンケートには書きにくいとして、陰の声として不満があったのではないかと考えて、表現の工夫、記載の工夫をやっていきたいとします。

我々は普段使っているので当たり前のように思っていますが、確かに盲点だなと思います。

約7か月間で16枚の回収というのは、平均ですとの話を聞く前には、少ないと思ってしまったのですが、これは来られた方に積極的にアンケートですと言っているわけではないという理解でよろしいのでしょうか。

アンケートは、手渡しするとか声掛けをするのではなく、なるべく目立つところに記載台を置いて、備え置いたものを書いてもらう形式をとっています。今後も、回収数を増やす工夫を考えていきたいとします。

家庭裁判所に来られる人なので、アンケートどころではないという気はします。ただ家庭裁判所の改善の目的で行うのなら、その趣旨を提示したらよいのではないのでしょうか。

#### (4) 少年事件の動向等について

少年事件の動向等について、村井次席家裁調査官から説明します。

少年事件の動向等について説明した。説明要旨については、別紙のとおり。

それでは、説明で分かりにくかった点についてのご質問やご感想をお願いしたいと思います。

前回に引き続き少年事件についての家庭裁判所の動きがよく分かりました。家庭裁判所も学校と同様に苦勞し、少年の更生に工夫していることがよく分かりました。愛媛の子供たちは、全国と比べると、自己肯定感が高い一方で、規範意識が低いと言われています。それがデータの的にも現れていると思います。学校でなすべきこともあるだろうし、家庭でなすべきこともあるだろうし、地域でのサポートの必要性を強く感じました。

中学生で初めて万引きで捕まっても、その金額が多額であれば、それはもう初犯ではないです。既に小学生のころから始まっている場合が多いようです。商店から連絡をもらって子供を迎えに行くこともありますが、金を払えばよいではないかと言う親も中にはいます。万引きも遊び感覚でされていることが多いです。初犯のときにしっかりとした指導を家庭や学校で行わないと、事が大きくなって家庭裁判所のお世話になってしまうということをつくづく感じております。

もう一点ちょっと気になったのは、子供たちは賢くて、この場をどう逃れたらいいかという術をよく知っています。学校でも、その子のアフターケアをどうするかということが大事で、忘れたところに家庭訪問しなさいとか、教育相談しなさいとか、力を入れているのですが、家庭でのきちんとした教育も受けられない、食事も十分に与えられない境遇で一生懸命生きているのだけれども、つついそういう状況に走ってしまうということがあります。事後の継続的な、より長い目で子供たちがどう変わっていくか見ていく必要があるかと思えます。

試験観察の場合は、長い期間にわたって少年を見ていきますが、初犯の場合には1、2回会ってということになります。ただそれで家庭裁判所の措置が全てが終わるわけではなくて、前回ご指摘もいただいたとおり、中学生の場合は、先生とも連携を取り合ってどういう指導をしていけばいいのか、連絡を取り合っているのではないかと考えております。

少年事件については、記者クラブでも非行防止という点で関心のある分野ということをお話しました。今日の説明を記者クラブとの懇談会でもされていると思いますが、なかなか記者も分かっていない部分もあると思いますので、どういう取組をしているかをじっくり報告されたらと思います。万引き被害を考える会の取組や、少年友の会の活動など地道な取組については、少年のプライバシーの問題はあり、テレビや新聞で取り上げるには難しい面があるかと思いますが、テレビ等には影響力がありますので、報道に結びつける形で、少年犯罪の防止の観点から、関係者の声を報道に結びつけたらと思いますので、今後も配慮をお願いします。

今回のテーマについては、環境が大事だという結論になるかとは思いますが。家庭力とか地域力とか、高齢者の力を借りるという全体的なことが大事だなと考えました。テレビや新聞でも、非行防止とかのピンポイントの話は良く聞きますが、それらが結びついた全体的な流れになるような話があまりないような気がします。

少年友の会とは、社会を明るくする運動と同じなのでしょうか。

社会を明るくする運動は保護観察所で組織しているもので、少年友の会とは別になります。

社会が再犯を防ぐためにどのようなことをしたらいいのかと考えますと二つのヒントがあると思いました。一つは働く場を作るということかと思っていたら、少年友の会の方の清掃活動や、社会奉仕活動で施設に行っていることが働く場を作るということかなと考えました。もう一つは、地域の理解者というものがなければならぬので、企業や会社で一から物を作るというような作業を提供するような人がいたらということなのですが、今日の話の中ではどれにあたりますでしょうか。

話の最後に、今少なくて困っていると話しした補導委託の受託者が、言われているものに近いのではないかと思います。

今日の説明を聞いて安心しました。このような動きを広げていく方法で、私たちもできるものがあればいいなと思いました。

委員が言われたように、支援というのは継続が非常に大事だと思います。私も年

に1回の訪問をするような仕事があり、これが何になるのかと思っていましたが、それが5、6年と積み重なると、長いスパンだからこそ見える変化を感じることがあります。ですので、細くてもいいから切れ目のない継続的な支援が大事だと思います。

説明の中で、身柄付き補導委託で子供の変化に父親が気づいて、子供が落ち着いていった話がありましたが、子供にとっては親に認めてもらうのが何よりだと思います。親が子供の小さな変化に気づいて、成功したと言える事例が増えていけばいいなと思いました。

成人の犯罪者の場合も近年、ようやく再犯の防止の重要性が言われるようになりまして、特に知的障害のある方や高齢者で犯罪を繰り返す方に対し、これまでの手法では十分対処できなかったと問題意識をもって取組を行っているところですが、少年の場合は成人以上に再犯防止が重要だと感じました。成人の再犯防止をやっていこうというときに問題となるのが、少年についても同じだなと本日感じました。それがソースである人的資源の問題です。説明の中でも補導委託の委託先が十分でないという話がありましたが、ボランティアも熱心に活動していただいている人がいる一方で数が十分でないとか、保護司についても高齢化が進んだり数が十分でないという問題があるようで、少年の分野もそうだろうと感じました。これらは報道されることなどによって広く理解を得て、社会の関心を得ていくことが大事だなと思っています。

施設の子供たちが万引きをした場合に、店の方では、警察へ通報するのではなく、学校に通報してくる場合があります。お金を返してもらえればよいので、施設の方で注意をして欲しいということです。確かに子供から反省の弁はありますが、精神的に幼いからでしょうが、どうもやはりこの程度ですむのかと誤解をする子供がいると、話を聞いて考えました。

身柄付き補導委託の制度は、良い制度だと思います。我々も預かった子供を親元に戻すことが最終目標で、親にも働き掛けて、親子の関係が良くなったら戻すとい

うことをやっております。身柄付き補導委託の場合に、親への指導というものがプログラムに入っているのでしょうか。

通常の試験観察と同じですので、家裁調査官も少年に会いに行きますし、節目には保護者にも会います。それから委託先にもよりますが、委託先に親が行くことがあります。ケースによって異なりますが、家庭裁判所から両親への指導も続けていきます。

身柄付き補導委託の制度は、60年以上の制度で、家庭裁判所創生期からある制度です。家庭裁判所が開拓して、何年も何年も経験を積んだ補導委託先がかつては多くあったのですが、初代の人たちが高齢になられて、2代目、3代目になると、世の中の事情も少しずつ変わってきて、受入できないと辞退されるところが増えてきて、現在は利用できる委託先がわずかになってきました。少年を一度親から切り離して生活させて、いろんな職業的な技術を磨き、多少のアルバイト料も得て、仕事の意欲を高め、また親と一定の距離を置くことで、親との関係を作り直していくという作業をさせて、3、4箇月から半年、1年かけて観察して、最終的に不処分が終わる子もあれば、もう少し専門家の指導が必要だということで保護観察になり、地域の保護司の指導を受けたりします。ただし、うまくいくケースばかりではなくて、地元で遊びたいと補導委託先から逃げ帰って、その途中で車やバイクを盗んで、最終的に少年院へ行く子もあります。昨今親元以外の地域に出たがらないということで補導委託の定着が難しい面があり、その一方で補導委託先の確保も難しいというのが現状です。

少年事件自体は減っていることや、凶悪事件のパーセンテージが低いことは、報道のせいだとは言えませんが、誤解されている面もあると思うので、世の中が全体的には問題のない方向に来ているのだと言うことを、まずはきちり押さえたうえでということになるかと思います。そして、家庭の重要さはよく分かるのですが、一方で家庭力の問題があって、例えば、家裁でなぜ少年に勉強を教えなければならぬのかということや、補導委託で働けるところが必要だということは、本来は犯



罪が起きる前に，社会が，環境的に恵まれない子に与えられるようにきちんとすべきことではないのかと感じました。少年事件ということで家庭環境に責任があることを常に問題と意識して，子供が罪を犯してもきちっと更生できるというか，戻ってこられる制度になればいいなと思います。

松山では，それほど非行が進んでいるという少年は少ないのですが，遊び感覚で規範意識の低いままに万引きや原付を盗む非行を安易に繰り返す少年が多いように思います。私の来る少し前からそういう初発非行については早いうちに有効な教育的措置を行おうという流れがありましたので，職員と協力して，今日ご紹介したような教育的措置の取組を始めているというところですが，まだ統計を取り始めた期間が短いので，平成23年の再非行率の数字が急に下がった理由は，教育的措置の効果の現れなのかどうかもう少し観察を続けなければいけないところですが，委員の皆様からご指摘いただいたように，地域や学校ときちんと関係をとって，これからも効果のある教育的措置を続けていければと思っているところです。特にソースが非常に大事だというご発言がありましたが，その必要性を事件を担当していて感じる人が多いなというところが率直な実感です。色々な機会や場面で補導委託先の開拓などお願い申し上げることがあろうかと思いますが，その際はご協力を是非いただきたいと思います。

#### (6) 次回テーマについて

次回のテーマについて何か御意見がございますか。特に御意見がないようでしたら，次回は「家庭裁判所委員から見た家庭裁判所」というテーマで行うことにし，小野委員と山口委員から基調発表を行っていただいたあと，それに関して自由にディスカッションしていただくということによろしいでしょうか。

了解しました。

それではよろしく申し上げます。

#### (7) 前回の提言に対する家裁の取組状況報告

前回の委員会における提言に対する家庭裁判所のこれまでの取組状況を，村井次席

家裁調査官，玉井総務課長から説明します。

少年事件関係について報告した。

広報関係について報告した。

( 8 ) 次回期日について

平成 2 5 年 7 月 9 日 ( 火 ) 午後 1 時 3 0 分

(別紙)

## 少年事件の動向と家庭裁判所における再犯防止の取組

松山家庭裁判所

### 1 少年事件の動向

- (1) 事件数の減少
- (2) 窃盗事件の割合について
- (3) 「凶悪犯」について
- (4) 「非行の低年齢化」について
- (5) 「再犯者の増加」について
- (6) 保護処分率の増加

### 2 再犯の増加について

- (1) 再犯率と再犯者率
- (2) 保護処分率の変化

### 3 教育的措置

- (1) 万引き被害を考える会
- (2) 清掃活動
- (3) 交通講習

無免許講習

有免許(事故)講習

自転車事故講習

### 4 試験観察

- (1) 在宅試験観察
- (2) 補導委託

学習支援活動

身柄付補導委託

短期補導委託